

確定申告のご準備はお早めに

①e-Taxをご利用の方は電子証明書の有効期間の確認を

・マイナンバーカードに格納された電子証明書を使用している方

転居・転入・氏名変更に伴う届出をされた場合、電子証明書が使用できないことがあります。新規発行をご希望の場合は、本人がマイナンバーカードを持参し、市民課窓口で手続きをお願いします。

・住民基本台帳カードに格納された電子証明書を使用している方

電子証明書の有効期間をご確認ください。電子証明書の有効期間は発行の日から3年です。更新は終了しています。カードの表面に印字されているカードの有効期間とは異なりますので、ご注意ください。電子証明書の有効性は公的個人認証サービスポータルサイト(<https://www.jpki.go.jp>)から確認できます。

引き続きe-Taxを利用する場合は税務署窓口でIDとパスワードを申請(右の記事参照)するかマイナンバーカードの交付申請が必要です。

マイナンバーカードの取得には申請から1か月程度かかります。申請方法によって必要書類が異なります。市ホームページをご確認いただくか、市民課にお問い合わせのうえ、お早めにお手続きください。

問①については市民課住民係 ☎042・497・2037

②いつでもどこでもスマホで確定申告

事前に税務署の窓口でIDとパスワードを申請すると、平成31年1月からマイナンバーカードやICカードリーダーがなくてもパソコン・スマホ・タブレット端末からe-Tax送信が可能になります。e-Taxを使用した場合、添付書類の提出は不要です(自宅での保管が必要)。

※詳しくは国税庁ホームページまたは下記へ。

③医療費控除の手続きが変わりました

平成29年分の確定申告から、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。医療費の領収書は自宅で5年間保存し、税務署から求められたときには提示または提出が必要です。ただし、平成29年分～平成31年分の確定申告は医療費の領収書の添付または提示での申告もできます。

※詳しくは国税庁ホームページまたは下記へ。

問②③については東村山税務署 ☎042・394・6811



国税庁ホームページ

農産物直売会

◆きよせ南口農産物直売会

野菜の直売所が少ない清瀬駅南口方面の地産地消を推進するために、平成22年から開催しています。

旬の野菜が販売されますので、ぜひご利用ください。

日毎週土・日曜日午前8時～10時(年末年始や荒天時は開催しません。売切れ次第終了)

場松山公園(松山三丁目)



販売される旬の野菜(収穫の様子)

◆中里地域市民センター地元農産物直売会

JA東京みらいと清瀬直売会との協力により、市内農産物などの移動即売会を行っています。

日毎週水曜日午前10時～(40分程度。年末年始や荒天時は開催しません) 場中里地域市民センター

問いずれも産業振興課産業振興係 ☎042・497・2052



中里地域市民センターの地元農産物直売会の様子

STOP! ストーブ火災

寒さが厳しくなり、ストーブや電気ヒーターなどの暖房器具を使用する季節を迎えると、暖房器具が原因となる火災が増加します。

次のポイントを確認し、日ごろから注意して火災を防ぎましょう。

問清瀬消防署 ☎042・491・0119

～ストーブ火災を防ぐポイント～

- ・就寝時や外出時は必ず暖房器具を消す習慣をつける
- ・布団やカーテンなど燃えやすい物を近くに置かない
- ・洗濯物を乾かすために使わない(洗濯物が落ちると火災の原因になります)
- ・給油は必ず火を消してから行う



市有地(入札不調物件)を売却します

市有財産(土地、中里五丁目637番1)について、売払いの一般競争入札を実施しましたが、入札不調となったため、「入札不調物件の売払いの申込み」を開始します。

物件の購入を希望される方は総務課または市ホームページで配布する「平成30年度入札不調物件売払いの案内書(平成30年11月30日)」で必要書類などを確認のうえ、お申込みください(入札不調物件の売払いの申込みに関しては

案内書に掲載)。

各手続きの期間及び納付期限については相談のうえ、変更可能です。

問平成31年1月31日(木)(土・日曜日、祝日、12月29日～平成31年1月3日及び正午～午後1時を除く午前9時～午後4時)までに必要書類を持参し、直接総務課庶務係 ☎042・497・1819へ



詳細はこちら

耐震・バリアフリー・熱損失防止(省エネ)改修をした住宅をお持ちの方は固定資産税の減額の申告を

①耐震・バリアフリー・熱損失防止(省エネ)改修住宅の減額

定められた条件を満たす耐震・バリアフリー・熱損失防止(省エネ)改修を行った家屋は、施工完了日から3か月以内の申告で、翌年度の当該家屋に係る固定資産税額が減額されます(期間内に申告ができず、特段の事情があると認められる場合はこの限りではありません)。

なお、耐震改修または熱損失防止(省エネ)改修が、長期優良住宅の認定を受けて改修された場合は、減額割合が拡充されています。

問◆耐震改修=昭和57年1月1日以前から所在し、平成32年3月31日までに建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合するよう改修工事を施した住宅◆バリアフリー改修=新築された日から10年以上経過し、平成32年3月31日までに

バリアフリー改修工事を施した住宅◆省エネ改修=平成20年1月1日以前から所在し、平成32年3月31日までに省エネ改修工事を施した住宅(いずれも一定の要件に該当する場合)

②要安全確認計画記載建築物等の耐震改修家屋の減額

建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する要安全確認計画記載建築物または要緊急安全確認大規模建築物について、政府の補助を受けて、平成32年3月31日までに建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるよう改修工事をを行った場合、施工完了日から3か月以内の申告により、翌年度から2年間、当該家屋に係る固定資産税額が減額されます。

問課税課固定資産税係 ☎042・497・2042

取り壊しや用途変更を行った家屋をお持ちの方へ

固定資産税は賦課期日(1月1日)時点で所有する土地や家屋などに課税されます。家屋を取り壊したり、改装などで用途が変更と

なったりした場合は下記へご連絡ください。

問課税課固定資産税係 ☎042・497・2042

平成30年度清瀬市太陽光発電システム等設置補助金

住宅用新エネルギー・省エネルギー機器の設置費用の一部を助成しています。

問次のすべての条件を満たす方。①市内に住居登録し、実際に居住している②住民税の滞納がない、または非課税の決定を受けている③下記対象機器設置日の期間内に市内の住宅に新たに補助対象機器などを設置した、または補助対象機器などが設置された住宅を購入し、居住している

【対象機器設置日】7月1日～12月31日(太陽光発電システムは東京電力の「接続契約のご案内」の「発行日」、家庭用燃料電池(エネファーム)は東京ガスの「エネファ

ーム安心フルサポート証の「設備お引渡し日」を参照)【補助額】太陽光発電システム=1戸あたり3万円(上限10万円)、家庭用燃料電池=5万円または当該補助対象機器などの設置に要した額のいずれか低い額(両機器を設置した場合はそれぞれを合わせた金額)※必要な書類など詳しくは市ホームページまたは下記へ。

問補助対象機器の設置後、12月1日～平成31年2月2日に必要書類(市ホームページ参照)を添えて、直接水と緑の環境課環境衛生係 ☎042・497・2099へ(郵送不可)



詳細はこちら